

風水害への備え

防災の始まりは自分の身を守ることから

西日本を中心に大規模な被害をもたらした平成30年7月豪雨災害から一年が経過しようとしています。

土砂災害や河川の氾濫などの自然災害は、突然の大雨や降雨の長期化により、これからの季節は発生する可能性が高まります。様々な災害に対して、備蓄品の点検や補充、ハザードマップなどで避難所の場所や避難経路の確認を行い、日頃から防災について意識しましょう。

問い合わせは、安全安心課 防災係（☎内線415）へ。

ハザードマップを確認

土砂災害ハザードマップ・水害ハザードマップは市役所3階の安全安心課、市役所4階の土木課などで配布しています。また各種ハザードマップは、市ホームページからも確認することができます。

気象情報を収集

テレビやラジオなどで大雨や降雨の長期化の予報が発表

されたら、その後の気象情報に注意しましょう。

また、テレビから提供されるデータ放送では、各地域の雨量や河川水位などの情報や、市から発表する避難所の情報なども確認することができます。

雨量に注意

土砂災害は、雨が原因となつて発生することが多く、1時間に20ミリメートル以上の強い雨が降ったり、降り始めてからの雨量が100ミリメートルを超えると土砂災害が起こりやすくなると言われています。

河川などに近寄らない

降雨時に河川や用水路を見に行くことは危険ですので、絶対にやめましょう。洪水は、降雨時よりも少し遅れて起こります。

また、がけ崩れなどは雨が止んだ後に起こることもありますので、降雨後、数日間は大変注意が必要です。



非常用持ち出し品を準備

大規模な災害が発生した場合は、食料品や日用品が品薄状態や売り切れ状態になるおそれがあります。

こうした事態に備えるため、日頃から非常用の食料や飲料水を最低でも3日から1週間分を備蓄しておきましょう。

また、携帯用トイレや懐中電灯などの日用品も忘れずに備えておきましょう。

警戒レベルに注意

6月頃から、下表のとおり警戒レベルを用いた避難情報を新たに開始します。

これは危険の度合いを伝えるために警戒レベルを5段階で表し、住民がとるべき行動と、市などから発令する行動を促す情報を関連付けたものになります。市からレベル3以上の避難情報を発令する場合は、ふれあいメール、防災ラジオ、防災行政無線（新里・黒保根地域）などを使用して発令します。

気象情報などに基づき、土砂災害や河川の氾濫などのおそれがあった場合に、できるだけ情報を発令する地域を限定しますので、安全な場所への避難をお願いします。

土砂災害防止月間

国土交通省では、土砂災害の防止と被害の軽減を目的に、6月を「土砂災害防止月間」と定めています。

土砂災害から身を守るために、ハザードマップで事前にお住まいになっている地域の危険な場所や避難場所を確認し、危険が迫った際には、いち早く避難ができるように備えておきましょう。

市の防災体制について

市では、万が一の災害に備え日頃から様々な組織や団体と、連携がとれる体制を整えています。

例えば、陸上自衛隊（第12旅団）は、有事に備えた各種災害への派遣体制を常時とり、先手先手の対応で例え被害が無く空振りに終わっても構わない方針です。市でも災害が発生するおそれがある場合は、円滑な受け入れや活動が行えるように準備をしています。

今後も自衛隊に限らず、他の組織や団体と連携・協力し市の防災力向上を図っていきます。

洪水や土砂災害に関する防災情報の5段階区分

警戒レベル	住民がとるべき行動	市が発令する避難情報など
5	すでに災害が発生しており、命を守るための最善の行動	災害の発生（できる範囲で発表）
4	●直ちに命を守る ●速やかに立ち退き避難	●避難指示（緊急） ●避難勧告
3	●高齢者等は立ち退き避難	●避難準備・高齢者等避難開始
2	●避難に備え、自らの避難行動を確認する ●避難場所や避難経路、避難のタイミングを再確認 ●避難情報の把握手段の確認、注意	
1	●災害への心構えを高める ●防災気象情報などの最新情報に注意する	

地震から

わが家を守ろう

まずは耐震診断から

第2期桐生市耐震改修促進計画に基づいて、新耐震基準以前の木造住宅耐震化のために木造住宅の耐震診断を行い、その結果に応じて改修費などの補助を実施します。

対象住宅Ⅱ昭和56年5月31日以前着工の在来軸組み工法で建築した地上2階建て以下の住宅（併用住宅は住宅部分の床面積が2分の1以上のもの）

耐震不足の住宅に対する改修費用などの補助

対象住宅Ⅱ上記の対象住宅で、耐震診断の結果、上部構造評点が1・0未満の住宅

対象住宅Ⅱ上記の対象住宅で、耐震診断の結果、上部構造評点が1・0未満の住宅

補助内容

対象者Ⅱ対象住宅に居住する住宅の所有者で、市税を滞納していない人※受付順に審査のうえ、実施対象者を決定します。

①木造住宅耐震補強工事補助
上部構造評点1・0以上になるための耐震補強工事および工事監理に要する費用の2分の1以内で、限度額は100万円。

木造住宅耐震診断

募集戸数Ⅱ10戸

②簡易耐震改修工事補助

地上2階建ての住宅で、1階の上部構造評点が1・0以上となるものや、屋根の全てを重い屋根から軽い屋根にふき替えるものなどの工事および工事監理費用の2分の1以内で、限度額は50万円。

費用Ⅱ診断技術者の交通費として、10000円が必要ですが、資料（建築確認通知書または案内図・平面図）が無い人は、図面作成料として、実費（9000円程度）の負担をお願いします。

③耐震補強工事（従前改修補助）

補助

8月1日（木）から

桐生市立地適正化計画 届出制度を開始します

平成31年3月22日に策定した桐生市コンパクトシティ計画（立地適正化計画）に関する届け出制度を8月1日（木）から開始します。

届け出の対象となる行為に該当する場合は事前に相談をし、行為に着手する日の30日前までに届け出が必要です。

届出の対象となる行為

①都市機能誘導区域内で誘導施設を設置する場合（開発行為、建築等行為）

②都市機能誘導区域内の誘導施設を廃止する場合
③居住誘導区域外で一定規模以上の開発行為や建築等行為を行う場合

届け出が必要な区域Ⅱ桐生都市計画区域（新里町、黒保根町は除く）

詳しい制度の手引きや届出様式については、都市計画課または市ホームページにあります。

問い合わせは、都市計画課 計画係（☎内線754）へ。

スズメバチの 活動巣駆除費を 補助します

12月20日（金）まで

市の指定業者が駆除した場合に限ります。駆除を実施する前に、環境課または新里・黒保根支所市民生活課へ連絡してください。



対象＝市内に一般住宅または併用住宅を所有し、敷地内のスズメバチの活動巣を駆除しようとする人（同一年度内に1回）

自己負担額＝1個当たり6,019円（税抜）※構造物を壊さなければ駆除できないなど、特別な作業の費用は別途自己負担していただきます。

申込期限＝12月20日（金）

問い合わせ＝環境課環境保全係（☎内線318・320）